

名田庄サポーターズクラブ「ぶらっと」規約

(名称)

第1条 本会は、名田庄サポーターズクラブ「ぶらっと」と称する。

(組織)

第2条 本会は、本会の目的・趣旨に賛同し、代表、副代表の協議により会員として認められた者で構成する。

(目的)

第3条 本会は、人づくり・地域づくりの拠点施設「おい町里山文化交流センター」の整備をきっかけにして、施設の運営や事業に参画し、最大限に施設を活用することで、住民活動や地域づくり活動の輪を拡げ、地域を活性化させていくことを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1)施設運営について議論と提言の場をつくる。
- (2)施設事業に協力する。
- (3)自主事業を企画し実施する。
- (4)他の企画プロジェクトをサポートする。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|--------|-----|
| (1)代表 | 1名 |
| (2)副代表 | 若干名 |
| (3)会計 | 若干名 |
| (4)監事 | 1名 |

(役員を選出及び任期)

第6条 役員は、総会において選任する。

- 2 役員任期は、2カ年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期中の退任に伴う後任の選出は役員会で選任する。その場合の任期は残存期間とする。

(役員職務)

第7条 代表は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、本会に係わる収入・経費の管理を行い、会計年度ごとに収支報告を行う。
- 4 監事は、会計をはじめとする本会業務が適正に運用されているかを監督する。

(役員会)

第8条 役員会は、代表が招集する。

- 2 役員会は、次に掲げる業務を決定する。
 - (1)総会に付議する議案に関する事。
 - (2)総会の決議により役員会に委任された事。
 - (3)その他、代表が必要と認めた事。
- 3 役員会は、構成者の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。ただし、書面または代理人をもって議決権を行使する者はこれを出席者とみなす。
- 4 役員会の議決は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第9条 総会は、本会の会員をもって構成し、代表が招集する。

- 2 通常総会は年1回、臨時総会は役員会が必要と認めたとき招集する。
- 3 総会は次の掲げる事項を審議、決定する。
 - (1)規約の改廃及び変更に関する事。
 - (2)役員を選出及び決定に関する事。
 - (3)事業報告及び収支決算報告の承認に関する事。
 - (4)事業計画及び収支予算の承認に関する事。
 - (5)その他役員会で必要と認めた事。
- 4 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。ただし、書面または代理人をもって議決権を行使する者はこれを出席者とみなす。
- 5 総会の議決は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(アドバイザー)

第10条 専門的知識を有する者を、アドバイザーとして依頼することができる。

(事務局)

第11条 本会は、会務を適正にかつ迅速に執行するため、役員会の下に事務局を置き必要な事務を遂行させる。

- 2 事務局は、代表が定めるところに置く。

(会計)

第12条 本会の経費は、次に掲げるものをもってこれに充てる。

- (1)会費(1,000円／年・人)
- (2)補助金及び助成金
- (3)寄付金
- (4)その他収入

2 本会の会計年度は、4月1日～3月31日までとする。

(会員登録)

第13条 登録申込みの都度、代表・副代表が協議して決める。

附 則

1 この規約は、平成22年6月15日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成23年7月5日から施行する。